

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、表のとおりとなっています。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	35,400千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	510,183千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	194,744	91,779	45,152	0	8,356	49,457
	老人福祉事業	7,688	0	108	306	1,051	6,223
	母子福祉事業	6,939	2,312	0	0	669	3,958
	福祉医療事業	21,762	0	7,202	300	2,061	12,199
	児童福祉事業	34,080	27,330	3,374	0	488	2,888
	生活保護事業	85,709	64,119	0	216	3,089	18,285
	小計	350,922	185,540	55,836	822	15,714	93,010
社会保険	国民健康保険事業	35,306	3,641	12,674	0	2,745	16,246
	介護保険事業	94,170	4,154	2,077	0	12,710	75,229
	小計	129,476	7,795	14,751	0	15,455	91,475
保健衛生	予防事業	17,107	0	0	0	2,472	14,635
	保健事業	9,879	0	0	0	1,428	8,451
	母子保健事業	2,799	65	408	35	331	1,960
	小計	29,785	65	408	35	4,231	25,046
合計	510,183	193,400	70,995	857	35,400	209,531	